



## 化学製品PL相談センター 創立30周年の振り返り 2 ～ 保護から自立支援へ ～



化学製品PL相談センターは、今年の6月1日で創立30周年を迎えました。4月度のコラムで製造物責任法のなりたち、創立当初の相談対応等を紹介しました。今回は消費者政策について振り返ってみたいと思います。この30年の間に、消費者を取り巻く環境は大きく変化してきました。消費者政策の基本を定める法律である「消費者保護基本法」は「消費者基本法」と改称され、わが国の消費者政策は大きな転換点を迎えました。

### ●消費者の保護 —消費者保護基本法の制定—

戦後の高度経済成長期の1960年代に、ニセ牛缶事件やサリドマイド事件などの消費者の生命・身体の安全が脅かされる消費者問題が相次ぎました。こうした背景を受け、1968年に消費者の利益を保護・増進し、国民の消費生活の安定と向上を図ることを目的とした「消費者保護基本法」が制定されました。この法律では、消費者は行政に「保護される者」として受動的に捉えられていました。同法に基づき、1970年5月には国民生活センター法が制定され、同年10月には消費者の苦情処理を支援する機関として国民生活センターが発足しました。また、地方公共団体においても、同法によりその責務が規定されたことを受けて、消費生活センターの設置が進められました。

また、1995年には製品の欠陥による事故から消費者を守るために製造物責任(PL)法も施行されました。

### ●保護から自立へ —消費者基本法への改正—

消費者保護基本法制定以降、消費者関連法の制定や、消費者行政組織の整備などの消費者政策の強化が図られてきましたが、IT化や国際化の進展などの経済情勢の変化から消費者トラブルは多様化・複雑化していきました。こうした変化を受け、国民生活審議会消費者政策部会では、21世紀にふさわしい消費者政策の在り方について議論が行われ、2003年5月に「21世紀型の消費者政策の在り方について」の報告書がまとめられました。

この報告書を踏まえ、2004年6月2日に「消費者保護基本法」は「消費者基本法」へと改正されました。改正のポイントは、消費者と事業者との間に存在する情報や交渉力の格差を明示したうえで、消費者の位置づけを「保護される者」から「自立した主体」へと転換し、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本理念とした点にあります。

また、同法第9条に基づき、政府は消費者政策の計画的な推進を図るため、「消費者基本計画」を策定することが定められ、2005年以降、5年ごとに見直しが行われています。

### ●消費者力の実践 —第5次消費者基本計画で—

令和7年(2025年)度から実施されている第5期消費者基本計画では、目指すべき社会の姿の一つとして「消費者力の実践」が掲げられています。ここでいう消費者力とは、「消費者被害を未然に防止できる自立した消費者の育成に向けて、消費生活に関する知識を適切行動に結び付けることができる実践的な力」と説明されています。消費者力を伸ばすために、幼児期から高齢期までのすべての時期に、様々な場で消費者教育が取り組まれています。また、同計画の「消費者の安全確保」に関する基本的な政策では、「事故の未然防止のため、危険性のある物質や製品・サービスに関する情報を機動的に収集し、消費者への注意喚起を行うこと」が明記されさらに、家庭用品による健康被害の未然防止に向けて、被害事例の公表や事業者への安全対策の促進、消費者への注意喚起が求められています。また、「製品等に使用されている化学物質の名称、環境リスク等に関連した情報を収集し正確に分かりやすく提供し、人材を育成してリスクコミュニケーションを推進する」ことも記載されています。

### ●化学製品PL相談センターにできること

2024年度は、当センターをインターネットで知った相談者が全体の相談の1/4を占めました。ウェブサイトで情報発信をし続けることは、自ら消費者力を伸ばす有効な手段と考えます。

月次報告のアクティビティノートでは、相談事例の公開や事故につながる可能性がある内容について、関係省庁や業界団体が発信している情報を整理し、「ちょっと注目！」として注意喚起を行っています。

今後は相談によるアドバイスだけではなく、消費者が疑問や不安を感じた際に自己解決できよう、よりわかりやすくタイムリーな情報発信に努め、消費者力の向上・自立支援のお役に立てる化学製品PL相談センターであり続けたいと考えています。

### 参考にした情報

・「21世紀型の消費者政策の在り方について」 平成15年5月 国民生活審議会消費者政策部会  
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10311181/www.consumer.go.jp/seisaku/shingikai/bukai21/hokokusyo.pdf>

・消費者基本計画  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/basic\\_plan/assets/consumer\\_policycms102\\_250318\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/assets/consumer_policycms102_250318_01.pdf)